



厚生労働省発保0727第3号
平成23年7月27日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働事務次官

平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金交付要綱」により行うこととされ、平成23年4月1日から適用することとされたので通知する。

平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金交付要綱

(通則)

- 1 健康保険組合給付費等臨時補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、次に掲げる事項を目的とする。
- (1) 保険財政の基盤がぜい弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある健康保険組合に対し、その事業の執行に要する費用のうち、保険給付等に要する費用につき補助を行い、その事業の円滑な運営を図る。
- (2) 被保険者の数が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第1条の2に規定する数を下回る組合（以下「小規模組合」という。）との合併、又は健康保険法附則第3条の2第1項に規定する組合（以下「地域型健康保険組合」という。）となる合併における合併後の組合に対して、保険料収入額の差額につき補助を行うことにより、かかる合併を促進させ、小規模組合や運営の不安定な組合の解消を図る。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に該当する組合を交付の対象とする。
- (1) 次の①から④に掲げる要件をすべて満たす組合。
ただし、(2) から (4) に該当する組合は除く。
- ① 平成23年3月1日における保険料率（調整保険料率を含む。）が1000分の95.0以上であること。
- ② 平成23年度における保険給付費等（法定給付費、病床転換支援金、日雇拋出金及び老人保健拋出金）に要する保険料換算率（以下「当年度保険給付費等所要保険料率」という。）が1000分の60を超えること。
- ③ 平成23年度における法定準備金等が別に定める基準相当未満であること。
- ④ 平成23年度において別に定める後発医薬品の使用促進事業を行っていること。
- (2) 次の①から③に掲げる要件をすべて満たす合併後の組合。
- ① 平成23年度において小規模組合と合併（設立事業所の合併に起因したものを除く。）又は地域型健康保険組合となる合併（設立事業所の合併に起因したものを除く。）をしていること。
ただし、合併後も安定した事業が行えると認められること。
- ② 平成23年度において合併後も引き続き存続する組合（以下「存続組合」という。）の1人当たり年間保険料収入額が、合併により消滅した組合（以下「消滅組合」という。）の1人当たり年間保険料収入額を上回っていること。なお、1人当たり年間保険料収入額は、合併がなかったものとみなし、存続組合及び消滅組合ごとに、次の式により算出するものとする。

$$1人当たり年間保険料収入額 = 合併後の保険料率 \times \left[\left(\frac{\text{年間平均標準報酬月額}}{\text{年間総標準賞与額}} \times 12 \right) + \frac{\text{年間平均被保険者数}}{\text{年間総標準賞与額}} \right]$$



厚生労働省発保0727第3号
平成23年7月27日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働事務次官

平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金交付要綱」により行うこととされ、平成23年4月1日から適用することとされたので通知する。



厚生労働省発保0727第3号
平成23年7月27日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働事務次官

平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金交付要綱」により行うこととされ、平成23年4月1日から適用することとされたので通知する。

- ③ 合併する月の前月末日における消滅組合の保険料率（調整保険料率を含む。）が1000分の95.0以上であること。

(3) 次の①から③に掲げる要件をすべて満たす合併後の組合。

- ① 平成22年度において小規模組合と合併（設立事業所の合併に起因したものを除く。）していること。
 ② 平成23年度における存続組合の1人当たり年間保険料収入額が、消滅組合の1人当たり年間保険料収入額を上回っていること。
 なお、1人当たり年間保険料収入額は、合併がなかったものとみなし、存続組合及び消滅組合ごとに、次の式により算出するものとする。

$$\text{1人当たり年間保険料収入額} = \text{合併後の保険料率} \times \left[\left(\frac{\text{年間平均標準報酬月額}}{\text{年間平均標準報酬月額}} \times 12 \right) + \left(\frac{\text{年間総標準賞与額}}{\text{年間平均被保険者数}} \right) \right]$$

(注) 「合併後の保険料率」は、平成23年3月1日現在の保険料率を用いることとするが、当該保険料率が合併日における保険料率を超えている場合には、合併日における保険料率を用いることとする。

- ③ 合併する月の前月末日における消滅組合の保険料率（調整保険料率を含む。）が1000分の93.4以上であること。

(4) 次の①から③に掲げる要件をすべて満たす合併後の組合。

- ① 平成21年度において小規模組合と合併（設立事業所の合併に起因したものを除く。）していること。
 ② 平成23年度における存続組合の1人当たり年間保険料収入額が、消滅組合の1人当たり年間保険料収入額を上回っていること。
 なお、1人当たり年間保険料収入額は、合併がなかったものとみなし、存続組合及び消滅組合ごとに、次の式により算出するものとする。

$$\text{1人当たり年間保険料収入額} = \text{合併後の保険料率} \times \left[\left(\frac{\text{年間平均標準報酬月額}}{\text{年間平均標準報酬月額}} \times 12 \right) + \left(\frac{\text{年間総標準賞与額}}{\text{年間平均被保険者数}} \right) \right]$$

(注) 「合併後の保険料率」は、平成23年3月1日現在の保険料率を用いることとするが、当該保険料率が合併日における保険料率を超えている場合には、合併日における保険料率を用いることとする。

- ③ 合併する月の前月末日における消滅組合の保険料率（調整保険料率を含む。）が1000分の82以上であること。

(5) その他特別な事情により健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある組合。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、下記の計算式により算出するものとする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

(1) 3の(1)の①～④に該当する組合

下記の式により算出した額と別添1による基準額とを比較していずれか少ない額を選定額とし、選定額から平成23年度の健康保険組合災害臨時特例補助金（介護勘定分を除く）の額を控除した額を交付する。

$$\left(\frac{\text{当年度保険給付費等所要保険料率}}{1000} - \frac{60}{1000} \right) \times \left(\left(\frac{\text{年間平均標準報酬月額}}{\text{年間平均被保険者数}} \times 12 \right) + \frac{\text{年間総標準賞与額}}{\text{年間総標準賞与額}} \right) \times \left[\text{別に定める率} \right] - \left[\text{平成23年度の付加給付に要する費用} \right]$$

(2) 3の(2)に該当する組合

$$\left(\frac{\text{当年度存続組合の1人あたり年間保険料収入額}}{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}} - \frac{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}}{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}} \right) \times \frac{\text{消滅組合の年間平均被保険者数}}{\text{消滅組合の年間平均被保険者数}} \times \frac{\text{合併年月から平成24年3月までの月数}}{12}$$

(3) 3の(3)に該当する組合

$$\left(\frac{\text{当年度存続組合の1人あたり年間保険料収入額}}{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}} - \frac{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}}{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}} \right) \times \frac{\text{消滅組合の年間平均被保険者数}}{\text{消滅組合の年間平均被保険者数}} \times \frac{2}{3}$$

(4) 3の(4)に該当する組合

$$\left(\frac{\text{当年度存続組合の1人あたり年間保険料収入額}}{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}} - \frac{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}}{\text{当年度消滅組合の1人あたり年間保険料収入額}} \right) \times \frac{\text{消滅組合の年間平均被保険者数}}{\text{消滅組合の年間平均被保険者数}} \times \frac{1}{3}$$

(5) 3の(5)に該当する組合

組合ごとに特別の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された交付額が、1,000千円に満たない場合、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、別添2による申請書に関係書類を添えて別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別添6による申請書に関係書類を添えて別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

別添1

基準額計算書

1. 平成23年度法定給付費予定額

医療給付費	現金給付費	現物給付換算額	① 計
円	円	円	円

2. 国庫補助対象額等

①平成23年度 法定給付費予定額	②平成23年度 病床転換支援金	③平成23年度 老人保健拠出金
円	円	円

3. 比較対象額A (国庫補助相当額)

①	+	②	+	③]	×	国庫 補助率	=	④比較対象額A
円		円		円					円
	+		+				×	0.164	=

(円未満四捨五入の後、千円未満切り捨て)

4. 平成21年度法定給付費等所要額

法定給付費	+	病院診療所費	-	病院診療所収入	+	前期高齢者納付金	+	後期高齢者支援金	+	病床転換支援金	+	日雇拠出金	+	退職者給付拠出金	+	老人保健拠出金	-	前期高齢者交付金
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円
	+		-		+		+		+		+		+		+		-	

⑤平成21年度法定給付費等所要額

円

=

5. 平成22年度法定給付費等所要額

法定給付費	+	病院診療所費	-	病院診療所収入	+	前期高齢者納付金	+	後期高齢者支援金	+	病床転換支援金	+	日雇拋出金	+	退職者給付拋出金	+	老人保健拋出金	-	前期高齢者交付金
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円
	+		-		+		+		+		+		+		+		-	

⑥平成22年度法定給付費等所要額
円

6. 平成23年度法定給付費等所要（見込）額

法定給付費	+	病院診療所費	-	病院診療所収入	+	前期高齢者納付金	+	後期高齢者支援金	+	病床転換支援金	+	日雇拋出金	+	退職者給付拋出金	+	老人保健拋出金	-	前期高齢者交付金
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円
	+		-		+		+		+		+		+		+		-	

⑦平成23年度法定給付費等所要（見込）額
円

7. 法定準備金満額相当額

3ヶ年度法定給付費等平均額 (⑤ + ⑥ + ⑦) ÷ 3	×	3ヶ月分相当	=	⑧法定準備金満額相当額
円		円		円
	×	$\frac{3}{12}$	=	

(円未満切捨て)

8. 比較対象額B

⑧	-	⑨平成23年度末準備金等保有（見込）額	=	⑩比較対象額B
円		円		円
	-		=	

(千円未満切捨て)

9. 基準額

④又は⑩のいずれか少ない方の額
円

(別添1の記入にあたっての注意事項)

- 1 「1. 平成23年度法定給付費予定額」欄に記載した額にかかる推計方法及び積算の基礎数値については、別に示す様式に記載し、明らかにしておくこと。
なお、実績報告書に添付する場合にあつては、平成23年度法定給付費額を記載すること。
- 2 「医療給付費」欄は、療養給付費、家族療養費及び高齢者療養給付費の合算額を記入すること。
なお、現物給付の形態をとっている入院時食事療養費、入院時生活療養費及び高額療養費を含めること。
- 3 療養費及び第二家族療養費は「現金給付費」欄に算入すること。
- 4 国庫補助対象額等の各欄については、「1. 平成23年度法定給付費予定額」及び納付金等の告知額等を記入すること。
- 5 老人保健拠出金が還付になる場合は、「③平成23年度老人保健拠出金」欄を0円とすること。
- 6 「3. 比較対象額A(国庫補助相当額)」の計算においては、国庫補助率を乗じて得られた金額の円未満を四捨五入した後、千円未満を切り捨てて④欄に記入すること。
- 7 ⑤欄、⑥欄については、各年度の決算における金額を各項目に記載すること。
⑦欄については、本補助金の申請書提出時点における見込金額を各項目に記載すること。
なお、実績報告の際に当該様式を添付する場合にあつては、⑦欄は平成23年度決算における金額を各項目に記載すること。
- 8 ⑧欄の額については、別添4(変更申請の場合は別添8)の「⑫保有率100%相当額」に同額を記入すること。
なお、実績報告の際に当該様式を添付する場合にあつては、別添11の「⑫保有率100%相当額」に同額を記入すること。
- 9 ⑨欄については、別添4(変更申請の場合は別添8)の「⑪保有資産合計」と同額を記入すること。
なお、実績報告の際に当該様式を添付する場合にあつては、別添11の「⑪保有資産合計」と同額を記入すること。

平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金

交付申請書

文書番号
組合記号番号
年 月 日 平成 年 月 日

厚生労働大臣

殿

(申請者)組合所在地

名 称

理事長氏名

号

日

印

印

平成23年度において、次により補助金の交付を受けたく申請する。

- 1 事業の目的及び内容
保険給付等に要する費用の一部を受け、事業の円滑な運営を図るため。
- 2 交付申請額 金 _____ , 000 円
- 3 添付書類
(1) 基準額計算書 (別添1)
(2) 平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金所要額調書 (別添3)
(3) 交付対象支出予定額計算書 (別添4又は別添4-1)
(4) 保険料率平準化計画書 (別添5)
(5) 支払基金から通知される前期交様式第4号「平成23年度 高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書」の別紙1 (その2) 「平成23年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の写し
(6) その他の添付資料 (別途提示)

※交付要綱3の(1)に該当する組合は、添付書類(1)、(2)、(3)、(5)、(6)を添付すること。
※交付要綱3の(2)から3の(4)に該当する組合は、添付書類(2)、(3)、(4)、(6)を添付すること。

交付対象支出予定額計算書

1. 平成23年度法定給付費予定額

医療給付費	現金給付費	現物給付換算額	① 計
円	円	円	円

2. 平成23年度納付金

②病床転換支援金	③日雇拋出金	④老人保健拋出金
円	円	円

3. 平成23年度予定保険給付費等所要保険料率

保険給付費等総額 (①+②+③+④)	÷	$\left[\frac{\text{年間平均標準報酬月額 (⑤)}}{\text{年間平均被保険者数 (⑥)}} \times 12 \right] + \text{年間総標準賞与額 (⑦)}$	×	1000	⑧所要保険料率
円		円		円	
	÷	((×	×) × 1000 =
					1000

(⑧は小数点第5位を四捨五入)

4. 付加給付控除額

⑨平成23年度付加給付予定額
円

(円未満を四捨五入)

5. 平成23年3月1日保険料率・平成23年度末(見込)資産保有状況

⑩保険料率合計	一般保険料率	調整保険料率	法定準備金 A	別途積立金 B	繰越金 C
1000	1000	1000	円	円	円
A、B、Cの内、基金委託金、出資金、不動産の合計額 D		⑪保有資産合計 (A + B + C - D)	保有率100%相当額 ⑫	保有資産の状況 ⑬ (⑪ ÷ ⑫) 倍	
円		円	円		

(⑬は小数点第3位を切捨て)

(別添4の記入にあたっての注意事項)

- 1 「1. 平成23年度法定給付費予定額」及び「⑨平成23年度付加給付予定額」欄に記載した額にかかる推計方法及び積算の基礎数値については、別に示す様式に記載し、明らかにしておくこと。
- 2 「医療給付費」欄は、療養給付費、家族療養費及び高齢者療養給付費の合算額を記入すること。
- 3 療養費及び第二家族療養費は「現金給付費」欄に算入すること。
- 4 「2. 平成23年度納付金」の各欄については、それぞれの告知額を記入し、還付が発生する場合には、「保険給付費等総額(①+②+③+④)」の算出時にこれを控除すること。
- 5 ⑤欄及び⑥欄の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
なお、算出にあたっては育児介護休業中である被保険者も含めること。
- 6 ⑧欄に端数が生じた場合は、千分率で小数点第5位を四捨五入すること。
- 7 ⑪欄において年度末(見込)保有資産額を算出するにあたっては、介護勘定における法定準備金、平成23年度に申請する健康保険組合給費等臨時補助金、健康保険組合災害臨時特例補助金及び平成23年度に健康保険組合連合会から交付される組合財政支援交付金の額を含めずに計算を行うこと。
なお、⑪欄は、別添1の「⑨平成23年度末準備金等保有(見込)額」と同額となること。
- 8 ⑫欄には、別添1の「⑧法定準備金満額相当額」と同額を記入すること。
- 9 ⑬欄には、⑪欄÷⑫欄の算式により算出した数値の小数点第3位を切捨てして記入すること。

交付対象支出予定額計算書 (合併促進経費分)

I. 平成23年度に合併した組合

平均保険料率の算定 (不均一の一般保険料率を設定している場合のみ記入)

	(ア)年間平均被保険者数	(イ)年間平均標準報酬月額	(ロ)年間総標準報酬額 (ア)×(イ)×12	(ハ)年間総標準賞与額	(ニ)保険料率	(ホ)予定年間保険料額 (ロ)+(ハ)×(ニ)
存続組合分	人	円	円	円	1000	円
消滅組合分	人	円	円	円	1000	円
合計			A 円	B 円		C 円

(ホ)は円未満を四捨五入

(キ) 平均保険料率 C ÷ (A+B)
1000

(キ)欄は小数点第5位を四捨五入

1. 平成23年度予定1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数)	=	1人当たり予定年間 保険料収入額
			④					②		③			①
			円					円		人			円
1000													

(①)は円未満を四捨五入

(2) 消滅組合分 (消滅組合名:)

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数)	=	1人当たり予定年間 保険料収入額
			⑧					⑥		⑦			⑤
			円					円		人			円
1000													

(⑤)は円未満を四捨五入

2. 交付対象支出予定額の算定

(存続組合の1人当たり 予定年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 予定年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	合併年月から平成 24年3月までの月数	=	⑩交付対象 支出予定額
	①		⑤			⑦		⑨		
	円		円			人				円
								12		

(⑩)は円未満を切捨て

3. 交付対象支出予定額

⑪ 交付対象 支出予定額
円

(千円未満切捨て)

Ⅱ. 平成22年度に合併した組合

1. 平成23年度予定1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり予定年間 保険料収入額
			④					②		③		①
			円					円		人		円
<u>1000</u>	×	((× 12)	+	(÷)	=				

(①は円未満を四捨五入)

(2) 消滅組合分 (消滅組合名:)

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり予定年間 保険料収入額
			⑧					⑥		⑦		⑤
			円					円		人		円
<u>1000</u>	×	((× 12)	+	(÷)	=				

(⑤は円未満を四捨五入)

2. 交付対象支出予定額の算定

存続組合の1人当たり 予定年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 予定年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	交付率	⑩交付対象 支出予定額
①		⑤			⑦		⑨	
		円			円		人	円
(-)	×	×	$\frac{2}{3}$		=	

(⑩は円未満を切捨て)

3. 交付対象支出予定額

⑪	交付対象 支出予定額
	円

(千円未満切捨て)

Ⅲ. 平成21年度に合併した組合

1. 平成23年度予定1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 与額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり予定年間 保険料収入額
			④					②		③		①
			円					円		人		円
1000	×	((× 12)	+	(÷))				=

(①は円未満を四捨五入)

(2) 消滅組合分 (消滅組合名:)

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 与額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり予定年間 保険料収入額
			⑧					⑥		⑦		⑤
			円					円		人		円
1000	×	((× 12)	+	(÷))				=

(⑤は円未満を四捨五入)

2. 交付対象支出予定額の算定

(存続組合の1人当たり 予定年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 予定年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	交付率	=	⑩交付対象 支出予定額
	①		⑤			⑦		⑨		
	円		円			人				円
(-)	×		×		$\frac{1}{3}$		=

(⑩は円未満を切捨て)

3. 交付対象支出予定額

⑪	交付対象 支出予定額
	円

(千円未満切捨て)

(別添4-1の記入にあたっての注意事項)

- 1 不均一の一般保険料率を設定している場合は、「平均保険料率の算定」欄において平均保険料率を算定し、「合併後の保険料率」欄へ記入すること。
- 2 (ア)欄、(イ)欄の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
また、(キ)欄に端数が生じた場合は、千分率で小数点第5位を四捨五入すること。
- 3 (オ)欄には、不均一の一般保険料率に調整保険料率を加えた率を記載すること。
- 4 年間平均被保険者数、年間平均標準報酬月額、及び年間総標準賞与額（いずれも特例退職被保険者及び任意継続被保険者を含む。）の推計方法・積算の基礎数値については、別に示す様式に記載し、明らかにしておくこと。
- 5 ③欄、④欄、⑦欄、⑧欄の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
なお、算出に当たっては育児介護休業中である被保険者も含めること。
- 6 消滅組合が複数ある場合は消滅組合毎に作成することとし、それぞれの⑩欄の合計が交付対象支出予定額となること。
なお、当該交付対象支出予定額は別添2「2 交付申請額」欄及び別添3のA欄、C欄及びE欄と同額になること。

保険料率平準化計画書

合併年月日： 平成 年 月 日

1. 合併年度以降の見込み

	合併1年度目 ()年度		合併2年度目 ()年度		合併3年度目 ()年度		合併4年度目 ()年度		合併5年度目 ()年度		合併6年度目 ()年度		
	存続組合	消滅組合											
被保険者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
平均標準報酬月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
総標準賞与額(年間合計)	千円	千円											
一般保険料率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
調整保険料率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
法定給付費等所要保険料率 (財源率)	%		%		%		%		%		%		
①保険給付費	千円												
②納付金	千円												
③計(①+②)	千円												
改定料率による合併組合の 経常収支差引額の推移	千円												
改定料率による合併 組合の準備金の推移	保有額	千円		千円									
	保有率	%		%		%		%		%		%	
改定料率による合併組合の 別途積立金の推移	千円												
別管理分別途積立金(再掲)	千円	千円											

2. 保険料率設定の考え方

(別添5の記入にあたっての注意事項)

- 1 「1. 合併年度以降の見込み」欄については、合併年度以降3年度を記載すること。
但し、不均一の一般保険料率を設定している場合は、合併年度以降6年度を記載すること。
なお、不均一の一般保険料率を設定していない場合は「消滅組合」欄は記載せず、合併後の数値を「存続組合」欄へ記載すること。
- 2 「②納付金」欄には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、日雇拋出金、退職者給付拋出金、及び老人保健拋出金の合算額（前期高齢者交付金がある場合、及び老人保健拋出金が還付になる場合には、これを控除した額）を記載すること。
- 3 「別管理別途積立金（再掲）」欄には、「改定料率による合併組合の別途積立金の推移」欄に記載した金額のうち、合併前に保有し合併前の組合を単位として別に管理している別途積立金がある場合に再掲すること。
- 4 「2. 保険料率設定の考え方」欄については、必ず記入すること。
- 5 不均一の一般保険料率を設定してる場合で、消滅組合が複数ある場合は、新たに消滅組合欄を追加すること。

平成23年度健康保険組合給付費等

臨時補助金変更交付申請書

文 書 番 号
組 合 記 号 番 号
年 月 日 平成 年 月 日

厚生労働大臣

殿

(申請者)組合所在地

名 称

理事長氏名

印

印

平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金については、平成 年 月 日
厚生労働省発保第 号で交付決定を受けたところであるが、その後の事情変更によ
り、交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 変更申請額 金 _____, 000 円

(既交付申請額) 金 _____, 000 円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 基準額計算書(別添1)
- (2) 平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金所要額変更調書(別添7)
- (3) 変更交付対象支出予定額計算書(別添8又は別添8-1)
- (4) 支払基金から通知される前期交様式第4号「平成23年度 高齢者医療制度及び病床転換支助成事業納付金等通知書」の別紙1(その2)「平成23年度高齢者医療制度及び病床転換支助成事業納付金額等計算書」の写し
- (5) その他の添付資料(別途提示)

※ 交付要綱3の(1)に該当する組合は、添付資料(1)~(5)全てを添付すること。

※ 交付要綱3の(2)から3の(4)に該当する組合は、添付書類(2)、(3)、(5)を添付すること。

平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金所要額変更調書

組合番号—

組合名

交付対象支出予定額 A (円)	基準額 B (円)	選定額 〔A又はBのいずれか 少ない方の額〕 C (円)	平成23年度に受ける 健康保険組合災害臨時 特例補助金額(介護 保険分は除く) D (円)	国庫補助所要額 E (C-D) (円)	既交付決定額 F (円)	差引追加交付 一部取消申請額 G (E-F) (円)
,000	,000	,000	,000	,000	,000	,000

※交付要綱3の(2)から3の(4)に該当する組合は、B欄及びD欄は記入不要。

変更交付対象支出予定額計算書

1. 平成23年度法定給付費予定額

医療給付費	現金給付費	現物給付換算額	① 計
円	円	円	円

2. 平成23年度納付金

②病床転換支援金	③日雇拋出金	④老人保健拋出金
円	円	円

3. 平成23年度予定保険給付費等所要保険料率

保険給付費等総額 (①+②+③+④)	÷	$\left[\frac{\text{年間平均標準報酬月額 (⑤)}}{\text{年間平均被保険者数 (⑥)}} \times 12 \right] + \text{年間総標準賞与額 (⑦)}$	×	1000		⑧所要保険料率				
円		円	人	円		=				
	÷	((×	×	12)	+)	×	1000	=	1000

(⑧は小数点第5位を四捨五入)

4. 付加給付控除額

⑨平成23年度付加給付予定額 円

(円未満を四捨五入)

5. 平成23年3月1日保険料率・平成23年度末(見込)資産保有状況

⑩保険料率合計	一般保険料率	調整保険料率	法定準備金 A	別途積立金 B	繰越金 C
1000	1000	1000	円	円	円
A、B、Cの内、基金委託金、出資金、不動産の合計額 D		⑪保有資産合計 (A+B+C-D)	保有率100%相当額 ⑫	保有資産の状況 ⑬ (⑪÷⑫) 倍	
円		円	円		

(⑬は小数点第3位を切捨て)

(別添8の記入にあたっての注意事項)

- 1 「1. 平成23年度法定給付費予定額」及び「⑨平成23年度付加給付予定額」欄に記載した額にかかる推計方法及び積算の基礎数値については、別に示す様式に記載し、明らかにしておくこと。
- 2 「医療給付費」欄は、療養給付費、家族療養費及び高齢者療養給付費の合算額を記入すること。
- 3 療養費及び第二家族療養費は「現金給付費」欄に算入すること。
- 4 「2. 平成23年度納付金」の各欄については、それぞれの告知額を記入し、還付が発生する場合には、「保険給付費等総額(①+②+③+④)」の算出時にこれを控除すること。
- 5 ⑤欄及び⑥欄の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
なお、算出にあたっては育児介護休業中である被保険者も含めること。
- 6 ⑧欄に端数が生じた場合は、千分率で小数点第5位を四捨五入すること。
- 7 ⑪欄において年度末(見込)保有資産額を算出するにあたっては、介護勘定における法定準備金、平成23年度に申請する健康保険組合給費等臨時補助金、健康保険組合災害臨時特例補助金及び平成23年度に健康保険組合連合会から交付される組合財政支援交付金の額を含めずに計算を行うこと。
なお、⑪欄は、別添1の「⑨平成23年度末準備金等保有(見込)額」と同額となること。
- 8 ⑫欄には、別添1の「⑧法定準備金満額相当額」と同額を記入すること。
- 9 ⑬欄には、⑪欄÷⑫欄の算式により算出した数値の小数点第3位を切捨てして記入すること。

変更交付対象支出予定額計算書 (合併促進経費分)

I. 平成23年度に合併した組合

平均保険料率の算定 (不均一の一般保険料率を設定している場合のみ記入)

	(7)年間平均被保険者数	(4)年間平均標準報酬月額	(9)年間総標準報酬額 (7)×(4)×12	(1)年間総標準賞与額	(6)保険料率	(8)予定年間保険料額 (7)+(1)×(6)
存続組合分	人	円	円	円	1000	円
消滅組合分	人	円	円	円	1000	円
合計			A 円	B 円		C 円

(6)は円未満を四捨五入

(5) 平均保険料率 $C \div (A+B)$
1000

(5)欄は小数点第5位を四捨五入

1. 平成23年度予定1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数)	=	1人当たり予定年間 保険料収入額
			④		円			②		円	③		①
			円					円		人			円
1000	×	((× 12)	+	(÷))	=				

(1)は円未満を四捨五入

(2) 消滅組合分 (消滅組合名:)

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数)	=	1人当たり予定年間 保険料収入額
			⑧		円			⑥		円	⑦		⑤
			円					円		人			円
1000	×	((× 12)	+	(÷))	=				

(5)は円未満を四捨五入

2. 交付対象支出予定額の算定

(存続組合の1人当たり 予定年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 予定年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	合併年月から平成 24年3月までの月数	=	⑩交付対象 支出予定額
	①		⑤			⑦		⑨		円
	円		円			人				円
(-)	×	×		12	=			

(10)は円未満を切捨て

3. 交付対象支出予定額

⑪ 交付対象 支出予定額
円

(千円未満切捨て)

II. 平成22年度に合併した組合

1. 平成23年度予定1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 与額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり予定年間 保険料収入額
			④					②		③		①
			円					円		人		円
<u>1000</u>	×	((×	12)	+	(÷))	=

(①は円未満を四捨五入)

(2) 消滅組合分 (消滅組合名:)

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 与額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり予定年間 保険料収入額
			⑧					⑥		⑦		⑤
			円					円		人		円
<u>1000</u>	×	((×	12)	+	(÷))	=

(⑤は円未満を四捨五入)

2. 交付対象支出予定額の算定

(存続組合の1人当たり 予定年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 予定年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	交付率		⑩交付対象 支出予定額
	①		⑤			⑦		⑨		
	円		円			人				円
(-)	×		×		$\frac{2}{3}$		=

(⑩は円未満を切捨て)

3. 交付対象支出予定額

⑪	交付対象 支出予定額
	円

(千円未満切捨て)

Ⅲ. 平成21年度に合併した組合

1. 平成23年度予定1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり予定年間 保険料収入額
			④					②		③		①
			円					円		人		円
_____	×	((_____	×	12)	+	(_____	÷	_____)	=
1000												

(①は円未満を四捨五入)

(2) 消滅組合分 (消滅組合名: _____)

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり予定年間 保険料収入額
			⑧					⑥		⑦		⑤
			円					円		人		円
_____	×	((_____	×	12)	+	(_____	÷	_____)	=
1000												

(⑤は円未満を四捨五入)

2. 交付対象支出予定額の算定

(存続組合の1人当たり 予定年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 予定年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	交付率	=	⑩交付対象 支出予定額
	①		⑤			⑦		⑨		
	円		円			人				円
(_____	-	_____)	×	_____	×	$\frac{1}{3}$	=	_____

(⑩は円未満を切捨て)

3. 交付対象支出予定額

⑪	交付対象 支出予定額	円

(千円未満切捨て)

(別添8-1の記入にあたっての注意事項)

- 1 不均一の一般保険料率を設定している場合は、「平均保険料率の算定」欄において平均保険料率を算定し、「合併後の保険料率」欄へ記入すること。
- 2 (ア)欄、(イ)欄の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
また、(キ)欄に端数が生じた場合は、千分率で小数点第5位を四捨五入すること。
- 3 (オ)欄には、不均一の一般保険料率に調整保険料率を加えた率を記載すること。
- 4 年間平均被保険者数、年間平均標準報酬月額、及び年間総標準賞与額（いずれも特例退職被保険者及び任意継続被保険者を含む。）の推計方法・積算の基礎数値については、別に示す様式に記載し、明らかにしておくこと。
- 5 ③欄、④欄、⑦欄、⑧欄の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
なお、算出に当たっては育児介護休業中である被保険者も含めること。
- 6 消滅組合が複数ある場合は消滅組合毎に作成することとし、それぞれの⑩欄の合計が交付対象支出予定額となること。
なお、当該交付対象支出予定額は別添6「1 交付申請額」欄及び別添7のA欄、C欄及びE欄と同額になること。

平成23年度健康保険組合給付費等臨時補助金精算書

組合番号ー

組合名

交付対象支出済額	基準額	選定額 (A又はBのいずれか少ない方の額)	平成23年度に受けた健康保険組合災害臨時特例補助金の確定額(介護保険分は除く)	国庫補助所要額	交付決定額	補助金受入額	差引過不足額
A (円)	B (円)	C (円)	D (円)	E (C-D) (円)	F (円)	G (円)	H (G-E) (円)
,000	,000	,000	,000	,000	,000	,000	,000

※交付要綱3の(2)から3の(4)に該当する組合は、B欄及びD欄は記入不要。

交付対象支出済額計算書

1. 平成23年度法定給付費額

医療給付費	現金給付費	現物給付換算額	① 計
円	円	円	円

2. 平成23年度納付金

②病床転換支援金	③日雇拠出金	④老人保健拠出金
円	円	円

3. 平成23年度保険給付費等所要保険料率

保険給付費等総額 (①+②+③+④)	\div	$\left[\left(\frac{\text{年間平均標準報酬月額}}{\text{⑤}} \times \frac{\text{年間平均被保険者数}}{\text{⑥}} \times 12 \right) + \frac{\text{年間総標準賞与額}}{\text{⑦}} \right]$	$\times 1000$	⑧所要保険料率
円		円	円	
$\div ((\times \times 12) +) \times 1000 = \frac{\quad}{1000}$				

(⑧は小数点第5位を四捨五入)

4. 付加給付控除額

⑨平成23年度付加給付額
円

(円未満を四捨五入)

5. 平成23年3月1日保険料率・平成23年度末資産保有状況

⑩保険料率合計	一般保険料率	調整保険料率	法定準備金 A	別途積立金 B	繰越金 C
1000	1000	1000	円	円	円
A、B、Cの内、基金委託金、出資金、不動産の合計額 D		⑪保有資産合計 (A+B+C-D)	保有率100%相当額 ⑫	保有資産の状況 ⑬ (⑪÷⑫) 倍	
円		円	円		

(⑬は小数点第3位を切捨て)

(別添11の記入にあたっての注意事項)

- 1 「医療給付費」欄は、療養給付費、家族療養費及び高齢者療養給付費の合算額を記入すること。
- 2 療養費及び第二家族療養費は「現金給付費」欄に算入すること。
- 3 「2. 平成23年度納付金」の各欄については、それぞれの告知額を記入し、還付が発生する場合には、「保険給付費等総額(①+②+③+④)」の算出時にこれを控除すること。
- 4 ⑤欄及び⑥の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
なお、算出にあたっては育児介護休業中である被保険者も含めること。
- 5 ⑧欄に端数が生じた場合は、千分率で小数点第5位を四捨五入すること。
- 7 ⑪欄において年度末保有資産額を算出するにあたっては、介護勘定における法定準備金、平成23年度に交付を受けた健康保険組合給費等臨時補助金、健康保険組合災害臨時特例補助金及び平成23年度に健康保険組合連合会から交付された組合財政支援交付金の額を含めずに計算を行うこと。
なお、⑪欄は、別添1の「⑨平成23年度末準備金等保有(見込)額」と同額となること。
- 8 ⑫欄には、別添1の「⑧法定準備金満額相当額」と同額を記入すること。
- 9 ⑬欄には、⑪欄÷⑫欄の算式により算出した数値の小数点第3位を切捨てして記入すること。

交付対象支出済額計算書（合併促進経費分）

I. 平成23年度に合併した組合

平均保険料率の算定（不均一の一般保険料率を設定している場合のみ記入）

	(7)年間平均 被保険者数	(i)年間平均標準 報酬月額	(j)年間総標準報酬額 (7)×(i)×12	(k)年間総標準 賞与額	(d)保険料率	(h)年間保険料額 (7)+(k)×(d)
存続組合分	人	円	円	円	1000	円
消滅組合分	人	円	円	円	1000	円
合計			A 円	B 円		C 円

(h)は円未満を四捨五入

(キ) 平均保険料率 C÷(A+B)	
1000	

(キ)欄は小数点第5位を四捨五入

1. 平成23年度1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	× ((年間平均標準 報酬月額	× 12) + (年間 総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数))	1人当たり年間 保険料収入額
		④		②		③		①
		円		円		人		円
1000	× ((× 12) + (÷)	=			

(①は円未満を四捨五入)

(2) 消滅組合分（消滅組合名：)

合併後の 保険料率	× ((年間平均標準 報酬月額	× 12) + (年間 総標準 賞与額	÷	年間平均 被保険者数))	1人当たり年間 保険料収入額
		⑧		⑥		⑦		⑤
		円		円		人		円
1000	× ((× 12) + (÷)	=			

(⑤は円未満を四捨五入)

2. 交付対象支出済額の算定

存続組合の1人当たり 年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	合併年月から平成 24年3月までの月数	⑩交付対象支出済額
①		⑤			⑦		⑨	
円		円			人			円
(-)	×	×	12	=		

(⑩は円未満を切捨て)

3. 交付対象支出済額

⑪ 交付対象支出済額	
	円

(千円未満切捨て)

II. 平成22年度に合併した組合

1. 平成23年度1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間 賞与	標準 額	÷	年間平均 被保険者数)	=	1人当たり年間 保険料収入額
			④					②			③			①
			円					円			人			円
1000	×	((× 12)	+	(÷))		=	

(①は円未満を四捨五入)

(2) 消滅組合分 (消滅組合名:)

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間 賞与	標準 額	÷	年間平均 被保険者数)	=	1人当たり年間 保険料収入額
			⑧					⑥			⑦			⑤
			円					円			人			円
1000	×	((× 12)	+	(÷))		=	

(⑤は円未満を四捨五入)

2. 交付対象支出済額の算定

(存続組合の1人当たり 年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	交付率	=	⑩交付対象支出済額
	①		⑤			⑦		⑨		
	円		円			人				円
	-)	×		×		$\frac{2}{3}$	=	

(⑩は円未満を切捨て)

3. 交付対象支出済額

⑪ 交付対象支出済額
円

(千円未満切捨て)

Ⅲ. 平成21年度に合併した組合

1. 平成23年度1人当たり年間保険料収入額

(1) 存続組合分

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間 賞与	標準額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり年間 保険料収入額
			④					②			③		①
			円					円			人		円
<u>1000</u>	×	((×	12)	+	(÷))	÷))	=

(①は円未満を四捨五入)

(2) 消滅組合分 (消滅組合名:)

合併後の 保険料率	×	((年間平均標準 報酬月額	×	12)	+	(年間 賞与	標準額	÷	年間平均 被保険者数)	1人当たり年間 保険料収入額
			⑧					⑥			⑦		⑤
			円					円			人		円
<u>1000</u>	×	((×	12)	+	(÷))	÷))	=

(⑤は円未満を四捨五入)

2. 交付対象支出済額の算定

(存続組合の1人当たり 年間保険料収入額	-	消滅組合の1人当たり 年間保険料収入額)	×	消滅組合の年間 平均被保険者数	×	交付率		⑩交付対象支出済額
	①		⑤			⑦		⑨		
	円		円			人				円
(-)	×		×		$\frac{1}{3}$		=

(⑩は円未満を切捨て)

3. 交付対象支出済額

⑪ 交付対象支出済額
円

(千円未満切捨て)

(別添11-1の記入にあたっての注意事項)

- 1 不均一の一般保険料率を設定している場合は、「平均保険料率の算定」欄において平均保険料率を算定し、「合併後の保険料率」欄へ記入すること。
- 2 (フ)欄、(イ)欄の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
また、(キ)欄に端数が生じた場合は、千分率で小数点第5位を四捨五入すること。
- 3 (オ)欄には、不均一の一般保険料率に調整保険料率を加えた率を記載すること。
- 4 年間平均被保険者数、年間平均標準報酬月額、及び年間総標準賞与額（いずれも特例退職被保険者及び任意継続被保険者を含む）の算出の基礎数値については、別に示す様式に記載し、明らかにしておくこと。
- 5 ③欄、④欄、⑦欄、⑧欄の数に端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入すること。
なお、算出に当たっては育児介護休業中である被保険者も含めること。
- 6 消滅組合が複数ある場合は消滅組合毎に作成することとし、それぞれの⑩欄の合計が交付対象支出済額となること。
なお、当該交付対象支出済額は別添10のA欄、C欄及びE欄と同額になること。